

社会福祉法人やまねっと

2020年度（令和2年度）事業計画

はじめに

年が明け、全体で盛り上げて活性化していこうと政府も、企業も力を入れようとしていたオリンピッククイヤーでしたが、新型コロナウイルスという伏兵があらわれ、今や世界中が緊迫した空気に覆われています。教育や経済に与える影響がこんなに大きくなることに驚きを隠せません。障害福祉サービスの現場においても、行事や屋外活動の自粛、外からの来客等の一部制限、会議、研修の中止、相談事業や個別支援計画の作成手段変更等、影響が大了。一刻もはやく鎮静化するようみんなで協力し合いながら、感染拡大防止に努めたいと思います。

法人の事業運営については、2020年度も職員の確保に苦慮する状況が続くと見込まれます。若手を採用していくのは当然ですが、60歳以上の労働力もこれから大いに必要とされていきます。求人はすでに選ぶから選ばれる時代になっており、働き方改革にも対応していかなければいけません。

2020年度予算についても、厳しい状況と言わざるを得ません。赤字事業所の収支を少しでも0にする努力が求められます。特にグループホームの収支をどうするかが大きな課題ですが、利用者への支援の質を下げない運営の方法を模索してまいります。

社会福祉法人になり、まる7年が経過しました。本年度もご家族、地域の皆様、その他関係各位の皆様のご協力をいただきながら、障がいのある方たちが、地域で働き、遊び、暮らしていく、そういったあたりまえの生活がおくれるよう支援をしてまいります。

1. 目的

障がいのある人たちの地域生活を支えることを目的とし指定障害福祉サービス事業所を運営します。障がいがあっても地域の中で、楽しく、安心して利用できる事業所運営を目指します。また、地域の中で長く暮らせるよう生活の場を整備していきます。

2. 基本方針

当法人が運営する指定障害福祉サービス事業所ならびに当法人の行う事業は、以下の5つの基本方針に沿って運営します。

- (1)障がいのある人も、地域で働き、学び、暮らしていけるよう支援します。
- (2)障がいのある人の主体性を大切にします。
- (3)利用者・家族とのコミュニケーションを大切にします。
- (4)地域社会に開かれた施設をめざします。
- (5)地域の資源やネットワークを大切にします。

3. 重点目標

今年度は下記の項目に重点を置き活動します。

- (1) 研修等による職員の支援力向上
計画的な外部研修への参加。特に生活介護に必要となっていく強度行動障害支援者養成研修への参加等を促し、支援力の向上を図ります。
- (2) 中期計画の策定
第4期の中期計画（2021年4月～2024年3月）を策定します。
- (3) 職員の労務管理、特に有給取得や残業時間の管理等を行い、労働環境の改善を図ります。

4. 評議員会および理事会等

(1) 評議員会

定時として毎会計年度終了後3箇月以内、および3月に開催します。
その他必要に応じて開催します。

(2) 理事会

定時として5月、11月、3月に開催します。
その他必要に応じて開催します。

(3)運営協議会

地域関係者・利用者・家族等から意見を聴取し、法人運営に反映させます。

5. 事業の概要

- ・大和福田作業所 大和市渋谷2-4-3 定員14名
生活介護
(福田の従たる事業所)
- ・大和のぎく作業所 大和市下和田1276-1 定員6名
生活介護
- ・大和泉の森作業所 大和市桜森3-4-2 定員20名
生活介護
- ・大和みつば作業所 大和市深見西7-4-10 定員20名
生活介護(定員10名) 就労継続支援B型(定員10名)
- ・大和すずな作業所 大和市下鶴間1738-6 定員20名
生活介護(定員10名) 就労継続支援B型(定員10名)
- ・大和さくら作業所 大和市柳橋1-7-6 定員20名
就労継続支援B型
- ・大和つきみの作業所 大和市中央林間8-13-2 定員20名
就労継続支援B型
- ・やまねっとほむ林間Ⅰ・Ⅱ 大和市林間1-16-14 定員10名
共同生活援助
- ・やまねっとほむ桜ヶ丘Ⅰ・Ⅱ 大和市福田2587-1 定員10名
共同生活援助
- ・やまねっとほむ上草柳Ⅰ・Ⅱ 大和市上草柳6-12-24 定員10名
共同生活援助
- ・やまねっと計画相談支援室 大和市桜森3-4-2

6. 委員会活動

(1)広報・研修委員会(仮称)

各事業所から1名ずつ集まり、法人の広報、職員の支援力向上のための内部研修等を企画立案していきます。

広報誌・HP等を通し、やまねっとの活動を伝えます。

ア 広報誌「やまねっと通信」を年4回発行します

イ ホームページを随時更新します。

職員の支援力の向上を図る研修を企画・開催します。

ア 法人内研修

人権研修等、法人独自の研修を行います。

イ 新任研修

入社3か月までに研修を行います。

ウ Dr.猪俣カンファレンス

年2回実施し、各事業所のケース検討を行います。

エ その他必要に応じ、外部の研修に参加します。

(2)支援向上委員会

第三者委員、家族、虐待防止マネージャー、管理者等で組織し、虐待防止・ひやりはつと報告や事故報告、苦情等幅広く諮問し、支援力の向上に向け提言していきます。

7. 会議

(1)所長会議

原則毎月第1水曜日および隔月第3火曜日に開催します。

事業の進捗状況や各事業所からの報告・情報交換等を行います。

(2)サービス管理責任者会議

原則隔月第3火曜日に開催します。

よりよい個別支援計画策定に向け、学習を積み上げ、レベルアップを図ります。
障がい福祉施策、支援技術に関する情報交換を行います。

8. 苦情解決

法人の苦情対応規程に基づき、利用者等からの苦情について適切に対応します。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。